

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年6月6日

【事業年度】 第73期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社クオンツ

【英訳名】 Quants Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中野 治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番13号

【電話番号】 03 - 5213 - 3180（代表）

【事務連絡者氏名】 人事総務部長 半澤 英一朗

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町4番13号

【電話番号】 03 - 5213 - 3322

【事務連絡者氏名】 人事総務部長 半澤 英一朗

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第73期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、当社の経営に関わる各ステークホルダー（株主様他の関係者）の皆様への利益配分に関しまして、当社が進める投・融資事業遂行のための資金の多くを提供していただいている株主の皆様を第一と考え、企業価値の増大や適正な利益還元が常に最重要課題であると認識しております。特に配当に関しましては、配当金決定に際し、BPS（1株当たり純資産）に長期国債利回りを乗じた数値を1株当たり最低配当金とし、更に当該期の純利益額がこれを上回る時は随時配当性向を勘案し配当支払いを増額し、出来るだけ高い配当性向を実現して株主の皆様への負託にお応えすることを利益配分基本方針と決定いたしております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本的な方針としております。配当の決定機関は、株主総会であります。

この方針に基づき、当社は、平成16年3月期に25年ぶりの復配を実現し、1株当たり1円の配当を実施したのに続き、平成17年3月期には1株当たり1円20銭、更に平成18年3月期には1株当たり3円と、増配を継続してまいりました。

当期の配当につきましては、連結決算において当期純損失計上という誠に不本意な結果となり、また当社決算においても多額の営業投資損失引当金繰入額を計上しましたことにより当期純損失となったため、誠に遺憾ながら無配当とさせていただき、できるだけ早い復配を目指してより魅力的な投資に備えさせていただきます。

今後も当社の投・融資事業の成果であり配当の原資となる純利益及びキャッシュ・フローの拡大に努め、上記方針に沿った配当支払いが実現出来るように全力を尽くしてまいります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(訂正後)

当社は、当社の経営に関わる各ステークホルダー（株主様他の関係者）の皆様への利益配分に関しまして、当社が進める投・融資事業遂行のための資金の多くを提供していただいている株主の皆様を第一と考え、企業価値の増大や適正な利益還元が常に最重要課題であると認識しております。特に配当に関しましては、配当金決定に際し、B P S（1株当たり純資産）に長期国債利回りを乗じた数値を1株当たり最低配当金とし、更に当該期の純利益額がこれを上回る時は随時配当性向を勘案し配当支払いを増額し、出来るだけ高い配当性向を実現して株主の皆様への負託にお応えすることを利益配分基本方針と決定いたしております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本的な方針としております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会であります。

この方針に基づき、当社は、平成16年3月期に25年ぶりの復配を実現し、1株当たり1円の配当を実施したのに続き、平成17年3月期には1株当たり1円20銭、更に平成18年3月期には1株当たり3円と、増配を継続してまいりました。

当期の配当につきましては、連結決算において当期純損失計上という誠に不本意な結果となり、また当社決算においても多額の営業投資損失引当金繰入額を計上しましたことにより当期純損失となったため、誠に遺憾ながら無配当とさせていただき、できるだけ早い復配を目指してより魅力的な投資に備えさせていただきます。

今後も当社の投・融資事業の成果であり配当の原資となる純利益及びキャッシュ・フローの拡大に努め、上記方針に沿った配当支払いが実現出来るように全力を尽くしてまいります。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(5)<省略>

(訂正後)

(1)～(5)<省略>

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(7) 取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役（取締役であった者および監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。